

第1章 計画策定の背景

1. 子ども読書活動の意義

子どもは、自身の読書体験や周りにいる大人から読み聞かせ（※1）してもらふことにより、想像力を働かせ、未知の世界を知り、日常の直接体験では得られない発見や様々な出会いをします。その体験によって視野が広がり、言葉を理解し、豊かな感情や感性が育まれていきます。また、読書は自己実現を図っていくことの手掛かりにもなります。子どもにとって多くの情報や知識を得ることは、将来への夢や希望を持つことにつながります。

さらには、「読書活動」には、子どもの成長に不可欠な、正しい判断力を持ち、「いのち」の大切さを感じとり、思いやりの心と生きる力を見出すはたらきがあるといわれています。子どもの健全な成長を支えるためにも、子どもの読書活動を家庭や学校、図書館等の地域社会全体で推進していく必要があります。

2. 筑後市における子どもの読書の現状

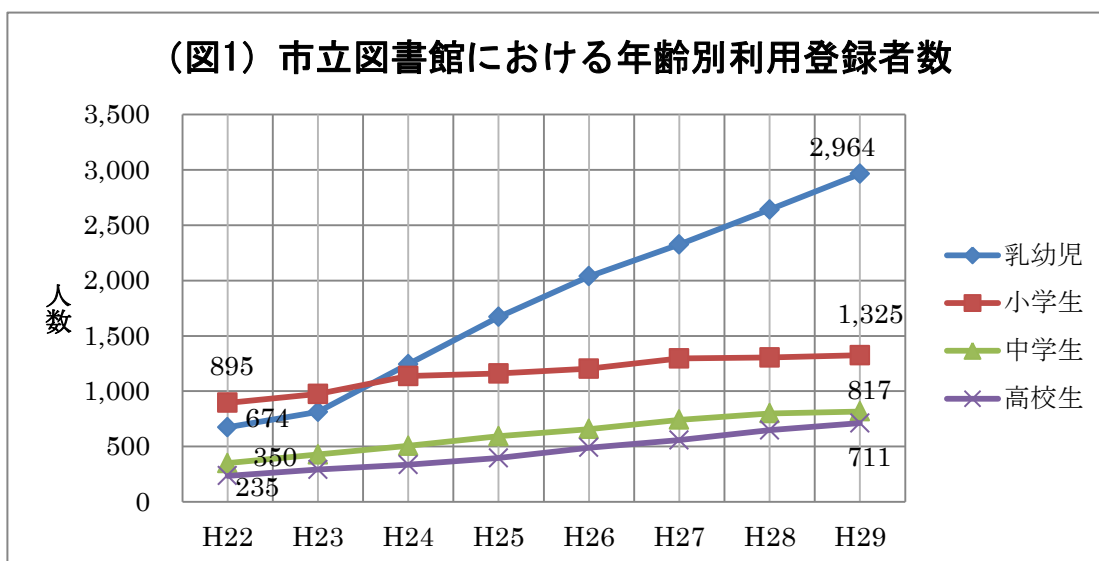
筑後市では、平成16年2月から10か月児を対象にブックスタート（※2）事業を開始し、2冊の絵本とともに、保護者の語りかけや読み聞かせの大切さを保護者へ伝えていきます。平成20年4月には、少しでも早い時期に実施した方がよいという考えから、ブックスタート対象を4か月児に変更しました。

平成23年12月に中央公民館図書室から移行した図書館では、児童書コーナーにおはなし広場ができ、毎週土曜日におはなし会（※3）を開催しています。子育て支援拠点施設（おひさまハウス）でも、月に2回おはなし会を開催しています。いずれも、読書ボランティア（※4）の皆さんが生き生きと活動を行っています。

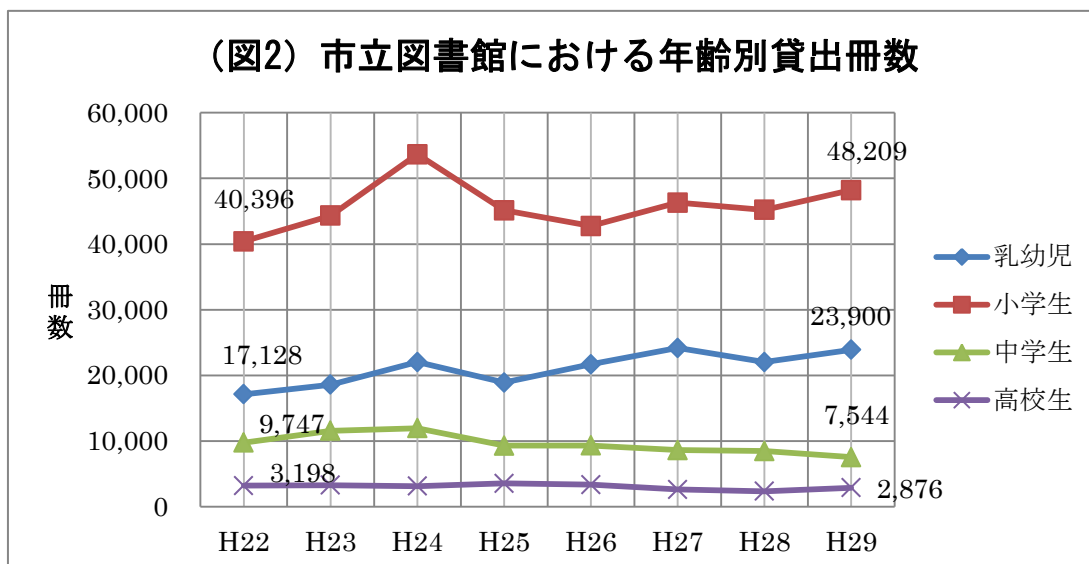
平成18年度から開始した市内の小・中学校向団体貸出（※5）や平成23年度から開始した幼稚園・保育所（園）・学童保育所（平成25年度より開始）向けに、絵本・読みもの・先生用に選書したセットを貸出するなど、子どもの読書環境の充実に努めています。平成30年7月現在、市内13カ所の幼稚園・保育所（園）、9カ所の学童保育所にセット団体貸出を行っています。

す。

市内の幼稚園・保育所（園）・学校のそれぞれの現場においても、子どもの読書活動について取り組んでおり、図書館との連携や情報の共有が必要だと言えます。そのため引き続き、子どもを取り巻く家庭や学校、図書館など地域社会全体での連携した取り組みが大切だと言えます。継続して、子どもの読書への関心を高めるとともに、読書の質を高める取り組みも必要であると考えます。



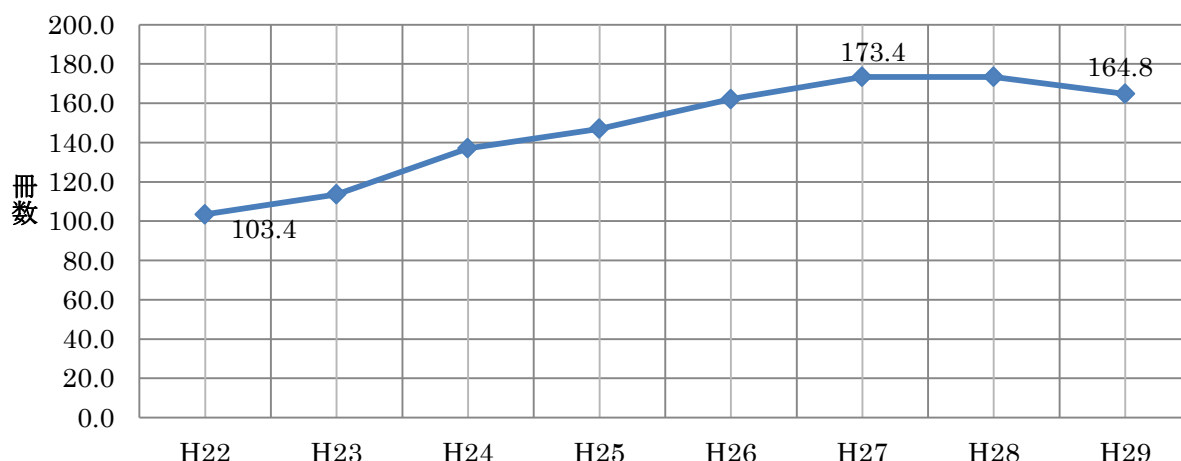
さて、子どもの市立図書館の利用登録者状況を見ると、毎年乳幼児の登録者数が顕著に増加しています。これは、4か月児健診時に行っているブックスタートの際、乳児へ本と一緒に図書館の利用カードを渡しているからだと考えられます。小学生以上はほぼ横ばい状態となっています。平成26年度から6年間無利用の利用者を除籍したにも関わらず、小中高生すべて登録者が微増しています。(図1参照)



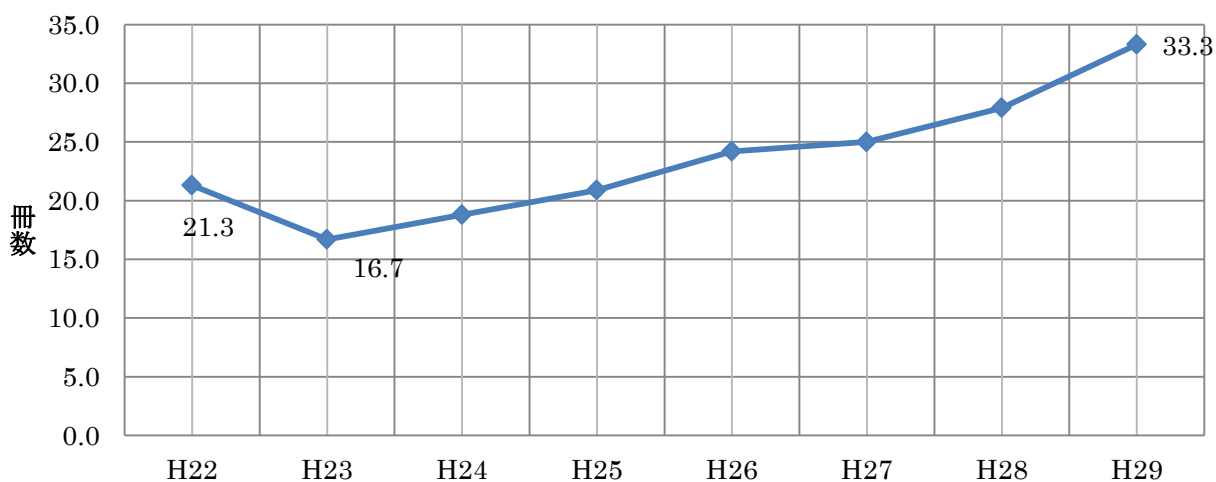
貸出冊数は乳幼児・小学生が、増加傾向にあります。小学生が平成24年度に突出し増加しているのは、平成23年12月図書館への移行に伴い児童コーナーを増設したことと、小学校図書館図書データベース化作業のため、学校で利用できる冊数が限られており、子どもたちの市立図書館への来館が増えたためだと考えられます。

中高生は、ここ数年は横ばい状態です。小学生の時期には、本にふれる機会が多い環境にありますが、中学校・高校と進むと、学業や部活動などに時間が取られたり、また、スマートフォンの普及が進んだりして、読書量が減少する傾向にあります。(図2参照)

(図3) 小学校図書館における児童一人あたりの年間貸出冊数



(図4) 中学校図書館における生徒一人あたりの年間貸出冊数



また、小・中学校における児童・生徒1人あたりの貸出冊数は、小学校においては、全体として増加傾向にありましたが、ここ数年は横ばいに近い状態です。平成22年度から比べると、貸出数は1.5倍に増加しています。(図3参照)

これは、学校における朝の読書活動(※6)をはじめ、授業での活用等様々な取り組みが行われたことによる効果の現れであると考えられます。

中学校においては、平成23年度に中学校図書館図書データベース化作業のため、落ち込みが見られた以外の年度については、増加傾向にあります。特に平成28年度から目立って増加しているのは、学校での読書活動の推進が積極的に行われ、また、ボランティアによる朝の読み聞かせ活動も充実してきたからだと考えられます。(図4参照)

小学生1人あたり貸出数と中学生1人あたり貸出数を比べると、貸出数に相当な差があります。これは、低学年の児童がおもに借りる本が、絵本や文章が少なめの読み物であるためと考えられます。

図3・4を見て、貸出数の増加傾向が見られるのは、平成20年3月に告示された新学習指導要領の「総則」の中で、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童(生徒)の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」という内容が盛り込まれ、各教科においても活用事例が盛り込まれたことも大きな要因であると考えられます。

※図1～4のデータ詳細については、資料1(P24)をご参照ください。

第2章 子どもの読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

子どもの読書活動を推進するためには、あらゆる機会と場所においてすべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境を整備することが必要です。ここでいう子どもとは0歳から18歳までのことであり、その年齢によって適する本や読書能力もさまざまです。そこで筑後市では、子どもの発達段階を乳児期、幼児期、小学生、中学生から高校生の4つに分け、子どもの成長に応じた読書環境を考えていきます。

○乳児期（満1歳未満）

子どもは言葉の意味を理解できませんが、声そのものから気持ちをしっかりと感じています。愛情溢れる言葉を浴びることは、家族のきずなを育む第一歩となります。多くの言葉を耳にすることは、言葉を覚えていく上でも必要なことです。絵本を言葉かけのツールとして上手に利用し、コミュニケーションを取ることは、子どもに信頼や安心感を与え、成長するための安定した基盤を形成していきます。この時期、家庭での読み聞かせが中心となるため、保護者への読書支援が重要となります。

○幼児期（満1歳から小学校就学前まで）

前期 1歳～3歳

ブックスタートで保護者に伝えているように、子どもとの心のふれあいのために、絵本を媒体にして親子のふれあいの時間を取り、親子の信頼関係が育まれます。また、2歳の頃には、ふれあいのための手段から知育絵本へ移行し、3歳になる頃には、絵本の内容を楽しむ絵本読みが出来るようになります。

後期 4歳～就学前

成長に伴い、文字も少しずつ読めるようになり、絵本への興味も出てきます。しかし自分で本を読んで内容を理解するのはまだ難しく、主に大人からの読み聞かせが読書活動の中心となります。この時期に本に親しませることは、その後の読書能力の発達に大きく影響しますので、家庭以外にも、幼稚園や保育所（園）、子育て支援拠点施設（おひさまハウス）、図書

館等の公的機関で行われている読み聞かせやおはなし会で、本と接する機会を多数設けることが必要です。

○小学生

読み書きも覚え、自分で本を選び、読むことができるようになります。年齢を重ねるにつれ、深い内容の物語も楽しめるようになりますが、読書能力に個人差が表れ、選択する本もさまざまです。年齢に応じた難易度の本、発達段階に適した本を子どもにきちんと届けることが重要となるため、読み聞かせやブックトーク（※7）等で多くの本を紹介していくことが大切です。この時期に読書へ関心を持ち、さまざまな本へ興味を広げることは、その後の読書習慣の形成にも関わってきます。そのため、子どもが日常的に利用する学校図書館の環境を整えることは、子どもの読書活動を支援するために重要なことです。

○中学生から高校生

中学生からの読書活動は、自主性に任せられることが多くなります。さらに勉強や部活動等で日々の生活が忙しくなるため、読書の時間を取るのが難しく、読書離れが指摘される時期でもあります。興味ある分野が広がり多様化する年代のため、学校図書館や市立図書館では子どもの関心を引くような蔵書や環境整備を行うことが重要です。一方で、読書レベルの高い子どもが満足感を得られるような蔵書も必要です。小学生までに育んだ読書習慣を継続させていくための、幅広い蔵書や魅力的な読書環境が求められます。

2. 計画の目標

（1）子どもの読書活動の具体的な取組

子どもが読書活動を行う環境を大きく考えると、家庭・地域、幼稚園・保育所（園）・子育て支援拠点施設（おひさまハウス）、学校、図書館が挙げられます。それぞれが子どもの読書活動を推進するために必要な役割を認識し、関係各機関が主体的に課題に取り組みます。

（2）読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに読書を

楽しむことのできる環境を作ることが必要です。学校図書館や市立図書館の充実、子育て支援拠点施設（おひさまハウス）や北部交流センター（チクロス）等での図書コーナー等をより充実させます。

（３）関係各機関との連携・協力

子どもの読書活動を推進するために、関係各機関の連携・協力をさらに深めていきます。関係各機関が課題を把握し、特性を活かしながら関係を深めていくことが、子どもの読書活動の継続的な発展に繋がります。

（４）子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

子どもの読書活動を広げるためには、子どもにとっての読書の意義や重要性について、市民に理解と関心を持ってもらう必要があります。講演会やイベント等の読書活動関連事業を積極的に行い、広報誌やホームページ、SNS等を活用し、広く情報を提供していきます。

3. 計画の期間

平成31年度(2019年度)から5年間とします。

第3章 子どもの読書活動の推進

1. 家庭

子どもの読書活動を推進するためには、保護者が読書の重要性を理解することが大切です。特に、子どもの読書習慣は、日常生活の中で形成されるものであり、読書が継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実や習慣化に積極的に取り組むことが重要です。

家庭においては、子どもの成長に合わせた読み聞かせ、子どもと一緒に本を読むことや図書館の利用など、読書に親しむきっかけを作ることは、子どもにとって楽しい経験であり、読書活動の基礎ともなります。また、読書を通じて家族で感じたことを話し合うなど、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。平成25年11月からは、無料で市立図書館から自宅に本を届ける宅配サービスを実施し、乳幼児がおり来館が困難な保護者への利用促進を行っています。

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）においては、乳幼児期における保護者の語りかけや読み聞かせの重要性を伝え、絵本に親しめるような事業展開を図っています。

(1) 子どもの読書活動の具体的な取組

①ブックスタート事業の推進

4か月児健診時にボランティア活動で絵本の紹介をしながら、絵本等が入ったブックスタートパックを手渡しています。その際に、絵本を介して親子の楽しい時間を過ごすことや、子どもが早い時期に本とふれあうこと、またそのきっかけをたくさん作ることの大切さを伝えています。子どもの健やかな心と体の成長と保護者の育児を支援するために、引き続き、事業の継続と充実を図っていきます。

②おはなし会等の充実と参加の呼びかけ

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）では、おでかけ図書サービスの日に合わせ、読書ボランティア「グーチョコキパー」「ぼちぼち」による読み聞かせを月2回開催しています。今後も、ボランティア団体の支援を行い、おはなし会の開催や内容の充実を図ります。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体を支援して、ボランティア活

動等の機会や場所を提供することにより、おはなし会の機会や内容の充実を図ります。

また、これらの行事内容を積極的に住民に伝えていくことが重要となるため、チラシやポスター、広報誌やインターネット、SNS等による活発な広報活動を行います。

(2) 読書環境の整備

①身近に本がある環境への整備支援

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）内の「つどいのひろば」に図書館の絵本や育児関連の本を常時約700冊設置しています。親子が自由に本に触れ合えるように、さらに環境を整備していきます。また図書館より“おでかけ図書サービス”として月2回、ロビーで親子向けの貸出を行い、いつでも本が返却できるよう、返却ポストを設置しています。市立図書館で借りた本も返却できるよう一般市民にも開放しています。

②図書リストの配布・設置

4か月児健診時に「赤ちゃんの好きな絵本ガイド」を手渡しています。ブックスタートの際に渡す絵本以外にも、0・1・2歳児におくる絵本として数冊ほど掲載し、保護者へ向けて赤ちゃん絵本の紹介をしています。

また、市立図書館には、読書ボランティア団体が学校や図書館のおはなし会等で実際に使用した図書のリスト「朝読・おはなし会で読まれた本」、学校図書館の司書部会で作成された冊子「図書の先生おすすめの本」があり、配布もしています。

さらに、ヤングアダルト（※9）コーナーには、利用者からおすすめの本を教えてもらえるよう、本のタイトルやイラストが記入できる用紙と回収箱を設置し、いつでも投稿できるようにしています。この取組は、利用者に大変好評であり、利用者同士の情報提供など交流の場ともなっています。毎年インターンシップ（※10）の学生や先生にもおすすめの本の記入をお願いし、どなたでも閲覧できるよう設置しています。

今後も引き続き、子どもの読書活動の手助けとなるような図書リストの作成や活用を行っていきます。

(3) 関係各機関との連携・協力

①子育て支援拠点施設（おひさまハウス）との連携・協力

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）の事業として、おひさま教室（月5回）、赤ちゃんひろば（月3回）、ベビーマッサージ&絵本の読み聞かせ

(月1回)で保育士が毎回絵本の読み聞かせを行い、乳幼児の時期から絵本に親しむ機会を設けています。今後も、絵本・紙芝居、パネルシアター(※8)等を使ったおはなし会など、親子で参加することのできる魅力的な行事を開催していきます。

(4) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

①家庭での読書の啓発

周囲の大人の読書に対する姿勢は、子どもに大きな影響を与えます。身近にいる大人が、普段の生活の中で読書を楽しんでいる姿を見ていくことで、子どもは本を読むことは楽しいものだと感じることができます。このように読書はテレビやゲーム等のメディアとは違った、家庭での時間を与えてくれます。

内閣府の2016年調査によれば、スマートフォンの普及率は小学生で20.0%、中学生で51.7%になっており、年々増加傾向にあります。こうしたスマートフォン等に向かう時間が長くなるほど、読書の時間が減っていくと予想されます。

こうした現状をふまえ、本市では、家庭での読書に関する情報提供や読み聞かせの楽しさ、読書の重要性について、より一層の理解の促進を図っていきます。

②講習会の開催

子育て支援拠点施設(おひさまハウス)にて毎年、年2回行っている子育てボランティア講習会では、絵本に関する講座を行っています。子どもを取り巻く大人や保護者を対象にした教室、講演会を開催していきます。

2. 地域

地域にある身近な施設(子育て支援拠点施設、北部交流センター)の図書コーナーは、子どもが家庭や学校以外で本と出会う場所であり、自由な読書活動を行える場となっています。子どもが遊びや楽しみの中で、自然に本と親しむことのできる読書環境を整備することは、読書への関心を高め、さまざまな本への興味を広げることにつながります。子どもができるだけ身近な場所で、読書ができるよう、地域において図書コーナー等の整備、充実が求められます。

また、子どもの読書習慣を形成するためには、子どもの周囲にいる大人がまず読書に親しむことが大切です。そして、子どもが本に親しむことのできる環境を作り、読書の楽しさを体験させ、読書の素晴らしさを教えることが必要です。そのため、生涯学習のあらゆる場において、子どもの読書活動の意義や重要性について理解を広めていく必要があります。

(1) 子どもの読書活動の具体的な取組

○読書活動の機会の充実

図書館や学校をはじめとする地域の公共施設で、子どもやその保護者を対象としたおはなし会、本の講座、テーマ展示など読書活動に関する行事を開催しています。今後も、絵本や紙芝居、パネルシアター等を使ったおはなし会や絵本作家の講演会など、親子で参加することのできる魅力的な行事を多数開催していきます。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体を支援して、ボランティア活動等の機会や場所を提供することにより、おはなし会の機会や内容の充実を図ります。

また、これらの子どもの読書活動の機会に関する情報を積極的に住民に提供することが重要となるため、チラシやポスター、広報誌やインターネット、SNS等による活発な広報活動を行います。

(2) 読書環境の整備

①学童保育所における読書活動の充実

放課後の子どもの居場所として、学童保育所があります。学校の授業を終えた子どもは、学童保育所で、その日の宿題をしたり、本を読んだり、友達と遊んだりしています。今後は、学童保育所においても、気軽に読書できるよう、ニーズに応じた図書を充実させることが必要です。また、子どもが本に親しみ、読書の習慣が身につくよう、指導員が読書環境を整えています。

②地域子育てサロンにおける読書活動の充実

地域子育てサロンでは、絵本等の読み聞かせを推進しています。地域によって異なりますが、毎回サロンのスタッフが読み聞かせを行うところもあり、親子が絵本に出会う機会をつくっています。サロンでの読み聞かせは、保護者の読書活動のきっかけになっています。

③市の公共施設等におけるアウトリーチサービス（※11）の拡充

子育て支援拠点施設（おひさまハウス）や市立病院では、図書館からのアウトリーチサービスが実施され、身近に図書に接することができる地域のサービス拠点となっています。

さらに、平成29年11月にオープンした北部交流センター（チクロス）拠点施設でもアウトリーチサービスを実施し、常時約1400冊の本を設置しており、主に筑後市の北部地区住民にとっての新たなサービス拠点となっています。

今後、校区コミュニティ協議会などと連携し、小学校区ごとに子どもが集える公共施設へのアウトリーチサービスの実施を目指します。

※資料2（P25）をご参照ください。

（3）関係各機関との連携・協力

○ボランティア団体との連携・協力

筑後市には、主に保護者を中心として結成し、各小学校で読み聞かせ等をする読書会、そして学校や図書館、子育て拠点支援施設（おひさまハウス）等で活動する読書ボランティア団体が多数あります。また、図書館の活動を支援するボランティア団体「筑後市立図書館をささえる会」等もあります。

年に3回、各読書会・団体の代表者、市立図書館・学校図書館職員が集まり、意見交換会を行い、各々の活動内容の理解を深めています。今後も多くの子どもに本の楽しさを伝えていただくため、より一層の連携や協力を行っていきます。

※資料3（P26）をご参照ください。

（4）子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

①「子ども読書の日」・読書週間の取り組み

4月23日は「子ども読書の日」（※12）として制定されました。現在「こどもの読書週間」は、この日から5月12日までの約3週間です。秋の「読書週間」と合わせ、子どもの読書活動推進のため様々な行事を開催し、活発な取り組みを行っていきます。そして、チラシやポスター、広報誌やインターネット等を活用し、積極的に広報活動を行っていきます。

②市広報誌・図書館報等や図書館ホームページ、SNSの活用

筑後市が発行している広報誌「ちくご」1日号では、毎月イベント情報や図書館に関する情報を発信しています。

他にも、図書館報「ちっごつたえる」をはじめ、社会教育課が小学校へ配布している「うおんと」や図書館ホームページやSNS等で、子ども向けの読書行事やイベントの周知を行っています。また、より充実した子ども向けの利用案内等を作成し、図書館への興味や関心を高めていきます。

3. 幼稚園・保育所（園）

幼稚園・保育所（園）では、子どもが、本と出会い、ふれあう環境を整備し、絵本等に親しむ機会を提供することが必要です。絵本を通して、子どもは感情が豊かになり、人への愛情や信頼感が育まれます。

そのために、幼稚園・保育所（園）では、年齢に応じた絵本の読み聞かせ等の様々な機会を提供します。

（1）子どもの読書活動の具体的な取組

○読み聞かせの実施・支援

乳幼児期の子どもにとって、身近な大人（保護者）による読み聞かせは、読む人の愛情とともに読書の楽しみを知る大切な機会です。また、大人（保護者）の読書に対する認識の深さが子どもの読書習慣を育みます。

幼稚園・保育所（園）では、教諭や保育士による絵本の読み聞かせや紙芝居を活動時間の中に積極的に取り入れ、それらを通して身近な事象について学んだり、絵や言葉の中に喜びや楽しさを見つけたりするための読書活動を行っています。家庭でも、保護者が、絵本などを使った肉声での語りかけを十分に行うことが、子どもの健やかな成長にはかせません。そこで、幼稚園・保育所（園）では、保護者に対して読み聞かせの大切さを知らせるとともに、絵本の紹介や貸出をするなど、親子の読書体験を支援するための取り組みも行っています。

（2）読書環境の整備

○身近に本がある環境への整備

幼稚園・保育所（園）では、子どもが自由に絵本にふれることができる絵本コーナー等の読書環境の整備や、子どもの興味や発達段階に合わせた絵本の設置等、内容の充実を図っていきます。

子どもが本に親しむ環境をより良くするためには、図書館を活用し、偏りなく様々なジャンルの絵本や紙芝居、大型絵本などの充実を図ることが必要です。そこで、図書館の幼稚園・保育所（園）へ向けた団体貸出の利

用をさらに広めていきます。

(3) 関係各機関との連携・協力

○市立図書館との連携・協力

幼稚園・保育所（園）では、図書館と連携して、読書活動のPRポスター掲示やチラシ配布を行い、親子読書へのはたらきかけを行います。

(4) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発運動

○講習会の開催

幼稚園・保育所（園）では、図書館との連携を深め、読書活動の情報交換を行い、保護者に乳幼児期からの読書（読み聞かせ）の大切さを伝え、成長に応じた絵本を紹介していきます。

また、読書活動の質を高めるために、定期的に保育士等向けの研修も行っていきます。

4. 学校

小・中学校において、子どもの読書活動を推進するためには、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」（※13）として機能することが重要です。

そのためには、学校図書館の図書が児童・生徒にとって魅力的かつ充実している必要があります。また、学校が図書館を中心として読書に関する様々な活動を行い、図書に関する様々な情報を児童・生徒に発信することで、身近で楽しく、足を運びやすい場所となります。

学校における読書活動を充実させるために、学校、教育委員会、市立図書館が連携して、子どもの読書活動の推進を支えていきます。

(1) 子どもの読書活動の具体的な取組

①図書館教育計画の整備

小・中学校において、読書活動及び学校図書館の活用等に取り組む「図書館教育」を計画的・系統的・効果的に推進するために、年間指導計画や教育課程上の位置づけを行います。

今後も各校が定める教育指導計画書において、学年や教科に応じた図書

館教育全体計画を制定し、小・中学校の図書館教育推進体制を整備します。

②伝記・偉人伝を読む活動の実施

小学校においては、生き方を学ぶことになる伝記や偉人伝を読む活動の推進を通して、読書活動の充実に取り組みます。

(2) 読書環境の整備

①司書教諭の配置

学校図書館法において、12以上の学級がある学校については、司書教諭の配置が義務づけられています。司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校の読書環境を整備するうえで大変重要な役割を担っています。今後も司書教諭を配置し、学習活動や読書活動の充実を図ります。

②学校司書の配置

子どもが読みたい本や知りたい情報を入手するためには、図書に精通した学校司書の存在が大きな役割を果たします。

現在筑後市においては、全小・中学校14校に学校司書を配置しており、今後も引き続き配置します。また図書部会委員会活動の活性化や研修への派遣を行うことにより、学校司書の資質向上を図ります。

③図書資料の充実

学校図書館にある本は、子どもにとって魅力があるものでなければなりません。また、幅広いジャンルの本を揃えることにより、子どもがより多くの図書に触れる機会を提供しなければなりません。

一方、授業（国語科、社会科、生活科等）では、調べ学習や総合的な学習において、学校図書館の図書を活用するため、これらに対応できる図書や資料の充実を図る必要があります。

そのような状況の中、学校図書館の蔵書数は、「学校図書館図書標準」（※14）により、学校規模等に応じて必要な蔵書数の標準が定められています。平成30年度に全小中学校にて「学校図書館図書標準」を達成することができました。

今後も図書の購入に際しては、学校において、司書教諭、図書主任、学校司書が連携し、また図書発注システムの検索機能を活用して、厳選して必要な図書を購入します。

さらに、市内学校図書館との連携による貸出や市立図書館からの団体貸出、県立図書館との相互貸借（※15）の活用を行い魅力的な本や必要な本をタイムリーに提供します。

④蔵書点検の実施

学校図書館において、児童・生徒が目当ての本にたどり着くためには、蔵書が正しく分類され、あるべきところに配架されている必要があります。また、蔵書データベースに登録されている本と、書架にある蔵書は同一である必要があります。

そこで、学校図書館貸出システムの蔵書点検機能を活用し、定期的に蔵書点検を行い、正確な蔵書数を把握し、適切に蔵書を管理します。

⑤学校図書館環境整備

子どもが読書に親しむためには、学校図書館が自由に読書を楽しみ、くつろげる空間であり、子どもにとって、足を運びやすい場所となっていなければなりません。

そのために、季節や行事に合わせた展示や掲示物等を工夫し、温かい雰囲気子どもにとって魅力ある学校図書館にします。

⑥団体貸出の実施による図書の実質

各学校においては、学期毎に市立図書館からの団体貸出を活用し、学校が必要とする本や学校図書館蔵書にはない魅力ある本を児童・生徒に提供しています。

今後も、この事業を継続し、児童・生徒にとって魅力ある学校図書館づくりに努めます。

(3) 関係各機関との連携・協力

○ボランティア団体との連携

多くの小学校では、保護者等で組織した小学校読書会（9団体）の協力のもと、読み聞かせ等の活動を行っています。

今後も、ボランティア団体と連携・協力し、読書活動の充実・活性化を図っていきます。

(4) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①朝の読書活動の実施

読書は、子どもの知的活動を推進し、人間形成や情操を養ううえで重要

な役割を果たしています。

小・中学校では、子どもに読書の楽しさを実感させ、読書に対する意欲を喚起することを目的として、朝の読書活動を行っています。

この活動を通じて、子どもへ読書の習慣づけを図ることにより、読解力や想像力などの国語力が向上するほか、様々な効果に繋がるよう、今後もこの活動に取り組んでいきます。

②読書関連行事等の実施

「読書月間」や「読書週間」に合わせ特別行事等の企画を児童・生徒による図書委員と共に行っています。今後も、読書への意欲や関心を高め、本に親しむ習慣を育てるような企画を行っています。

③図書館だよりの発行

現在、筑後市の小中学校では全校において毎月「図書館だより」を発行しています。

このように、児童・生徒が図書館への関心を持つために、「図書館だより」を利用してタイムリーな話題や情報を提供しています。

今後も、この取り組みを継続し、児童・生徒にとって魅力ある情報を提供していきます。

「図書館だより」の主な内容

- 年度当初の図書館利用案内
- 図書館配置図
- リクエスト受付案内
- 図書委員会活動の紹介
- 新刊の案内
- 季節のあいさつ
- 統計情報

9月の図書館だより

9月の読み聞かせ

9月のおすすめ

9月の新しい本の紹介

5. 図書館

平成29年度統計によると、市立図書館には、約13万2千冊の蔵書があり、うち約4万5千冊が児童書となっています。

また、筑後市は古くから読書ボランティア活動が活発なため、とても良い児童書を多く所蔵しています。これらの本をより多くの子どもに届けるために、図書館は本に関する様々なネットワークの中心になり、子どもの読書活動を支援し、読書環境の整備に取り組めます。

この活動を支える図書館員は専門的な知識が必要とされますので、県立図書館等で行われている研修に積極的に参加し、資質の向上に取り組めます。

(1) 子どもの読書活動の具体的な取組

①チャイルド・ライブラリアン

子どもの読書週間のイベントで、カウンター作業、読み聞かせ、本の修理、本の整理といった司書の仕事体験をした子どもたちが、体験後おはなし会での読み聞かせや本の整理といったボランティア活動を行っています。

こうした活動を年間通して行うことにより、より一層図書館を身近な場所に感じ、読書の推進と子どもの図書館利用を促進します。

②団体貸出

幼稚園・保育所(園)・小中学校などの団体に対して、セット貸出や特別貸出を行っています。子どもが、より身近な場所で本と出会えるように、また、先生方の読書教育を支援するために利用システムを充実させます。

③読書相談やレファレンスサービス(※16)

子どもや保護者をはじめ、子どもの読書にかかわる人からの読書についての相談やレファレンスに、細やかな対応をします。

また、読書のきっかけづくりや、読む本を選ぶときの参考になるように「テーマ展示」や「おすすめの本」のリスト作成等を充実させます。

④読書ボランティアへの支援

子どもの読書活動を推進するうえで、読書ボランティアの活動は重要な役割を果たしています。関係機関や団体、施設等とのネットワークを活か

し、活動の促進や充実を図ります。

また、ボランティア団体が主催する研修等の活動支援を行うとともに、図書館業務の中のさまざまな作業（本の修理等）といった個々に合ったボランティア活動を支援していきます。

（２）読書環境の整備

①児童コーナーの充実

赤ちゃん絵本にはじまり、小学生から中学生・高校生向けに魅力ある蔵書構成とするために、幅広くそろえている本を、さらに子どものニーズに対応しながら充実させます。

また、本の配置等の見直しを行い、子どもにもわかりやすく、利用しやすい環境づくりをめざします。

②ヤングアダルトコーナーの設置

図書館では、児童コーナーとは別に10代の子どもを対象に専用のコーナーを設けています。ヤングアダルト向けの小説をはじめとして、職業案内本や資格取得のためのガイドブックなど利用希望の多い本を集めています。

部活動や勉強で忙しい子どもは読書離れの時期です。この子どもが一人でも多く読書に関心を持つように、講座企画や蔵書をさらに充実し、周知を行い、利用を推進します。

③インターネットコーナーの設置

パソコンが身近にある生活環境となり、インターネットによる情報収集が不可欠な社会になっています。そのため、情報リテラシー（※17）の向上をふまえ、資料収集や研究調査を行う子ども（小学校3年生以上）に、コーナーの利用を開放しています。引き続き、アクセスサイトへの規制に配慮しながら、青少年が気軽に利用できるように一層の整備充実を図ります。

④障がいのある子への読書支援

読書に障がいのある子どもの読書活動を支援するために、点字本等の充実を図り、関係機関と連携・協力し、様々な資料や情報の収集し提供を行っています。

⑤多文化サービス（※18）

平成28年10月から英語のおはなし会を開催しています。

また、児童コーナーでは、英語と日本語の絵本2冊を組み合わせたセット貸出本を常設しています。ヤングアダルトコーナーでも外国語の本を集めたコーナーを常設し、小説だけでなくいろいろな分野の資料を収集し提供しています。

（3）関係各機関との連携・協力

①他の図書館との連携・協力

図書館には自館の資料はもとより、県や他自治体との相互貸借等を活用することによって、子どもに豊かな読書環境を提供することができます。市立図書館は、福岡県図書館情報ネットワークシステム（※19）への参加に加え、全国の大学図書館、公共図書館、専門図書館等のネットワーク利用で、数多くの本を他館と貸し借りしています。

今後も、情報交換等を行い、さらに相互貸借の推進をします。

②子どもを対象とした読書活動団体等と連携・協力

地域や学校等で活動している読書ボランティア等に、子どもの読書活動に関する情報の提供を行います。それとともに、図書館を団体間の情報交換や交流の場として、施設や資料の提供をし、連携して子どもの読書活動を推進していきます。

また、年度末には各小学校読書会、ボランティア団体より一年間朝読やおはなし会で読んだ本の一覧を提出してもらい、それをもとに図書館でリスト化・製本したものを各団体に配布しています。秋の読書週間では、各団体がテーマを決めて絵本を展示する絵本カーニバルを行うなど、連携・協力を行っています。

③各小・中・高等学校との連携・協力

司書教諭や学校司書と情報交換をしながら、レファレンスサービス、リサイクル本（※20）の活用、図書館見学、職場体験学習等を積極的に受け入れることで、図書館に親しみを持ってもらえるよう、学校との連携・協力体制を整備していきます。

（4）子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

①図書館行事の開催

毎週土曜日のおはなし会、子育て支援拠点施設での出張おはなし会、夏休みや冬休みなどの時節に合わせたイベントやおはなし会、ボランティア団体によるおはなし会などでは、子どもに楽しく本と出会える機会を提供しています。

今後もそれぞれのおはなし会では、対象年齢にあった絵本の読み聞かせや、手あそび、わらべうたなど内容も充実させることで、参加した親子が本に親しみがわき、本の世界に入るきっかけをつくっていきます。このように、図書館に親しみ、図書館の利用を促すために、魅力のある企画を充実していきます。

②啓発・広報活動

幼いころから本と親しむことが子どもの生きる力を育むことを伝え、家庭での読書環境を整えるために、ブックスタート事業をはじめ、子ども向けの読書行事やイベントの周知や案内を行います。

子どもや保護者が読書活動に興味や関心を示すことが、読書環境の一層の充実となるため、団体や関係機関等で取り込まれる活動状況を把握して、地域や家庭に向けて情報提供を行っていきます。また、読書関係ボランティア団体の活動状況等も広く紹介し、今後も引き続き、積極的な啓発活動を進めていきます。

【用語集】

※1 読み聞かせ

主に子どもに対して、絵本などを見せながら、読んで聞かせること。本に対する興味を育て、読書へのきっかけとして効果が期待される。

※2 ブックスタート

赤ちゃんと保護者に、絵本を介して生まれる言葉と心の通った温かい時間の大切さを伝える運動。市町村単位で0歳児健診時に実施されることが多く、絵本や子育てに関する資料の入った「ブックスタートパック」を配布している。

※3 おはなし会

子どもを集めておはなしを聞かせる集まりのこと。本の世界の素晴らしさや豊かさを、子どもに直接伝えることができ、その後の読書へのきっかけともなる。

※4 読書ボランティア

読み聞かせやおはなし会の開催など、本の紹介や楽しさを伝えるための活動を中心として行うボランティア。名称は、おはなしボランティア、読み聞かせボランティアなど多数あるが、ここでは読書ボランティアに統一して表記する。

※5 団体貸出

学校や施設、ボランティアなどの団体利用者に対して、多数の図書資料を長期間貸出する方法。

※6 朝の読書活動

学校で始業時間の前に10～15分間程度、読書の時間を設けること。子どもに読書の楽しさを体験させ、読書が習慣づくことを目的としている。

※7 ブックトーク

あるテーマに沿って、様々な分野の本を数冊選び、順序立てて紹介するもの。読書に対する興味や幅を広げることに効果的な方法と言える。

※8 パネルシアター

不織布や和紙などで作った絵や図形を、付着力のあるパネル布を貼った舞台に貼ったり、外したりして、おはなしなどを展開していく方法。

※9 ヤングアダルト

中高生などティーン・エイジャー、すなわち子どもと大人の間に位置する年齢層のこと。図書館ではその年代を対象とした独自のサービスを行っている。

※10 インターンシップ

学生が将来の就職に向けて、興味のある企業などで一定期間研修生として働き、職業体験を行う制度。

※11 アウトリーチサービス

図書館から遠い地域に居住している市民や、身体的理由などで図書館を利用したくても利用できない市民に対して、図書館側から出向いて行うサービスのこと。

※12 子ども読書の日

国民に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもの読書活動意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月公布・施行)に基づき制定された。資料4(P26)を参照。

※13 「読書センター」「学習センター」「情報センター」

学校図書館の3つの機能。読書の習慣化を図り、読書を楽しむ「読書センター」。授業で図書館を活用し、課題を解決する調べ方を身に着ける「学習センター」。情報を自分で正しく活用し情報リテラシーを身に着ける「情報センター」。

※14 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に文部省(当時)が定めたもの。学級数に対する蔵書冊数の標準が設定されている。

※15 相互貸借

図書館が利用者の求める資料を所蔵しておらず、購入することも難しい場合、その資料を所蔵する他の図書館から借用し、利用者に貸出をすること。

※16 レファレンスサービス

利用者の求める情報を、図書館の資料と機能を活用し、必要とする情報を見つけるための援助や、情報の提供を行うサービス。

※17 情報リテラシー

「情報を主体的に使いこなす能力」情報を自ら探索・収集し整理・分析し加工・発進していく能力。

※18 多文化サービス

日本語以外の言語の資料を収集、提供するサービス。外国人の日本語学習の機会を提供するとともに、さまざまな異文化理解のための資料を提供すること。

※19 福岡県図書館情報ネットワークシステム

福岡県内の図書館(室)間で、横断検索や相互貸借の依頼などを、インターネットを通じて行うことができるシステム。

※20 リサイクル本

図書館で除籍した資料などを、市民に提供すること。